

**低炭素建築物認定手数料表**  
**(低炭素法第54条第1項に掲げる基準に適合すると知事が定める機関(適合性確認機関)が認めた場合)**

単位(円)

内容	法第53条第1項 (認定申請)	法第55条第1項 (変更申請)
一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	4,700	3,300
<b>共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)</b>		
<b>住戸の部分</b>		
建築物の総戸数が1のもの	4,700	3,300
建築物の総戸数が2以上5以下のもの	9,400	6,600
建築物の総戸数が6以上10以下のもの	16,000	11,000
建築物の総戸数が11以上25以下のもの	27,000	19,000
建築物の総戸数が26以上50以下のもの	45,000	32,000
建築物の総戸数が51以上100以下のもの	82,000	58,000
建築物の総戸数が101以上200以下のもの	131,000	93,000
建築物の総戸数が201以上300以下のもの	170,000	122,000
建築物の総戸数が301以上のもの	185,000	134,000
<b>共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分)</b>		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300	6,500
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000	11,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000	18,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000	56,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000	88,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000	112,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	200,000	140,000
<b>非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分)</b>		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300	6,500
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000	11,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000	18,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000	56,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000	88,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000	112,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	200,000	140,000
<b>一戸建て住宅住宅及び共同住宅等以外の建築物</b>		
建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	9,300	6,500
建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000	11,000
建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000	18,000
建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000	56,000
建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000	88,000
建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000	112,000
建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	200,000	140,000

低炭素建築物認定手数料表  
その他の場合

単位(円)

内容	法第53条第1項 (認定申請)	法第55条第1項 (変更申請)
<b>一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)</b>		
誘導仕様基準による場合	21,000	15,000
誘導仕様基準以外による場合	35,000	18,000
<b>共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)</b>		
<b>住戸の部分</b>		
<b>誘導仕様基準による場合</b>		
建築物の総戸数が1のもの	21,000	15,000
建築物の総戸数が2以上5以下のもの	39,000	27,000
建築物の総戸数が6以上10以下のもの	56,000	40,000
建築物の総戸数が11以上25以下のもの	80,000	56,000
建築物の総戸数が26以上50以下のもの	120,000	85,000
建築物の総戸数が51以上100以下のもの	182,000	128,000
建築物の総戸数が101以上200以下のもの	261,000	184,000
建築物の総戸数が201以上300以下のもの	340,000	241,000
建築物の総戸数が301以上のもの	390,000	278,000
<b>誘導仕様基準以外による場合</b>		
建築物の総戸数が1のもの	35,000	18,000
建築物の総戸数が2以上5以下のもの	69,000	37,000
建築物の総戸数が6以上10以下のもの	97,000	52,000
建築物の総戸数が11以上25以下のもの	137,000	74,000
建築物の総戸数が26以上50以下のもの	197,000	108,000
建築物の総戸数が51以上100以下のもの	283,000	159,000
建築物の総戸数が101以上200以下のもの	385,000	221,000
建築物の総戸数が201以上300以下のもの	508,000	291,000
建築物の総戸数が301以上のもの	600,000	342,000
<b>共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分)</b>		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	109,000	57,000
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	138,000	72,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	180,000	96,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	280,000	156,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	359,000	205,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	429,000	247,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	500,000	290,000
<b>非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分)</b>		
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	242,000	123,000
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	300,000	154,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000	198,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000	290,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000	361,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000	427,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	900,000	491,000
<b>その他の建築物</b>		
建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	242,000	123,000
建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	300,000	154,000
建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000	198,000
建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000	290,000
建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000	361,000
建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000	427,000
建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	900,000	491,000